

相続税抜本改革で相続税は増税？

昨年12月22日決定の税制改正大綱で次のように明記されました。

「相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価高騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引き上げや小規模宅地等の課税の特例により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地下が下落したにもかかわらず、基礎控除の引き下げ等は行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の緩和も行われてきた結果、再分機能が果たせているとはいえません。…今後、格差是正に観点から相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。…さらに相続税の課税方式に見直しに併せて、現役世代への生前贈与にあり方も見直ししていく必要があります。」

平成22年度改正では、小規模宅地評価減や年金保険評価などの節税封じが行われます。注意が必要です。

2008年の税制調査会の資料によると商業地の事業用土地200㎡とその他1億5,000万円の資産で配偶者と子供3人の場合の相続税推移があります。

昭和62年	8,600万円
平成3年	1億9,000万円
平成6年	3,000万円
平成19年	900万円

これは、相続税がバブル期前なら8,600万円だったものが、バブル時代には1.9億円、それが今では900万円と読み取ることが出来ます。

財務省は、「地価の上昇に対応するた

め減税をした。地価が戻ったのだから、基礎控除を含めて相続税も戻したい（増税したい）。2008年1月閣議決定の税制改正大綱に「相続税の課税方式を取得遺産課税方式に改めることを検討する。」この新しい方式は、現在の贈与税の課税方式に非常に似ていると思われます。

贈与税は、もらった財産から一定の基礎控除額（年間110万円）を差し引いた残りの額（課税価格）に、累進課税率を掛けて求めます。

取得遺産課税方式も基本的にはこれと同じです。違うのは基礎控除と税率が変わると思われます。たとえば法定相続人3人の場合ト外の基礎控除は8,000万（5,000万円+1,000万円×3人）ですから、8,000万円を3人で割ると2,666万円です。相続時精算課税方式の基礎控除が2,500万円であることを考えると、1人当たりの基礎控除は2,500万円あたりに落ち着くのではないかと思います。

平成21年の相続税収は15.220億円近前年10年は、15.000億円を行ったり来たりしています。増税をもくろむ財務省は、何とか課税割合（課税件数÷死亡者数）を上げてくるのが、考えられます。現行方式では法定相続割合で計算しますので、どのように分けようとト外の税額は変わりませんが、新しい方式では分割の方法により適用される税率が変わってきますので、今まで以上に遺産分割が重要になってきます。

※ 取得遺産課税方式はAgora 通信 Vol 20号を参照してください。